

都市の リスクマネジメント

第53回

地域防災の新しい見取り図 — 消防団の役割確保

消防団員の活躍と悲劇—減少する団員

東日本大震災では、消防隊や消防団の献身的な活躍が注目された。ただ、残念なことに消防職員27名が殉職か現在も行方不明である。消防団については254名が落命し、そのうち198名が公務中での殉職になった。この悲劇をきっかけに総務省をはじめ政府機関は、消防行政の在り方を再検討する作業を進めている。消防団に関しては、役割や装備の充実をはじめ、数々の改革案が考えられている。平成25年には議員立法で、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が策定された。平成26年7月には、消防審議会が消防団活動の強化を図る中間報告を公表した。いずれも、消防団の将来に関わる注目すべき動向である。

地域防災の核となる消防団では、久しく団員の減少が続いてきた。昭和30年には194万人もいた消防団員は、平成25年になると87万人まで落ち込んでいる。団員数の減少に加え、団員の平均年齢についても問題が出ている。昭和40年代には20代と30代の青年層が消防団活動の中心を担っ

た。この2つの世代で消防団総数の92%にもなった。ところが、最近では20代が下がって16・2%を占めるに止まっている。反面、30代と40代の団員が増加し、消防団員の平均年齢は昭和50年代の33・3歳から、平成25年には38・7歳にまで5歳も上昇した。ただ、女性団員に限って、緩やかであるが増加傾向が認められる。平成25年には総数87万人の消防団員の内、約2万人を女性が占める。

変わらない消防団の活動と装備の不備

団員は減少しているが、地域防災の担い手としての消防団の役割は一向に衰えを見せない。平成24年の場合、消防職員は火災のため全国で約5万回、出動している。それに対して、消防団の出動回数はおよそ3万5000回になる。ただ、出動した延べ人数になると、消防団員は都合、93万人が火災出動している。これは、消防職員の約88万人を上回る数字である。消防団員は、とりわけ特別警戒で出動する場面が顕著に増える。

現状では消防団の装備や待遇に問題が残る。団員の制服からして、昔の戦闘帽や戦闘服を想

明治大学名誉教授、日本自治体危機管理学会会長

中 邨 章



起させる旧態依然としたスタイルと色柄を今も使用しているところが多い。これでは若者は来ないという印象を受ける。安全確保が優先されるべきであることは言うまでもない。この先は「着てみたい」と思う制服を導入するなど、思い切ったイメージ・チェンジが必要である。消防団という名称についても同様である。若年層を引き付ける呼称に、衣替えできないものかと強く思う。

消防団は、消防ポンプ自動車、それに小型動力ポンプを備えるところが多い。これからはトランシーバーなど最新の情報通信機器をはじめ、先端技術を駆使した機材を導入しなければならぬ。団員が減少する中、消防団も労働集約型から資本集約型に性格を変える必要がある。機械化を進め省力化を促すことが、消防団の将来に不可欠である。

また、原発事故(Nuclear)や鳥インフルエンザ(Biology)、それに化学工場の爆発事故(Chemical)など、一般にNBCで略称される事件や事故に関して、消防団員にも消防隊員と同じような知識と認識、それに意識を共有する研修の場を設ける必要がある。そうした複雑系の危機にな

Risk Management

ると、これまでの消防団活動のように現場に急行し、ただちに消火や救出活動に移るシナリオだけではすまない。工場火災などでは化学物質が爆発し、消防団員が負傷する事態が出るかもしれない。消防団活動の高度化は、今後の大きな課題になる。これとの関連で、最近、消防団の現場指揮者が各地の消防学校で受ける研修時間が、12時間から24時間に拡大された。消防団活動を高度化させる重要な改訂と考えられる。

消防団活動の新しい取り組み

総務省は平成25年12月、消防庁内部に「消防団充実強化対策本部」を設置し、消防団員をいかに確保し、それを将来どう増員に導くかに積極的な対策を講じることを決めた。

消防団員を確保する新しい制度の一つは、「消防団協力事業所表示制度」と呼ばれる仕組みである。民間企業などに勤める人びとが、消防団活動に参加することを促すのが、この制度の狙いである。事業所表示制度は、従業員の消防団参加を奨励する企業を自治体が認定し、入札での優遇や、事業税の減免措置に使うとする仕組みである。平成26年4月1日現在、1046の市町村がこの制度を既に導入している。残る自治体も、制度を出来るだけ早く採択することが望ましい。事業税については税額の2分の1（限度額10万円）を減免するが、長野県と静岡県は既にこの措置を実施に移している。

現在、6万人近い地方公務員が消防団に参加している。中には新人研修の一貫として職員を消

防団に参加させる自治体もある。地方公務員が消防団に参加すると、兼職と報酬で問題が起こる。これに関して最近施行された法律を説明した政府文書は、自治体に柔軟な対応を求め、出勤手当などは全額支給を要望している。消防職員で退職した人びとや公務員OB、それに郵便局員を消防団に加える仕組みも発表されている。学生グループや女性にも消防団への参加が勧誘されている。こうしたさまざまな措置によって、この先、消防団員の確保が着実に進展することが期待される。

消防団員の待遇改善

団員の確保に並行して、政府は自治体に消防団員の待遇改善を要望している。消防団員の処遇は、自治体が条例で決めてきた。その結果、無報酬という自治体が27団体あった。平成26年4月1日には、その数は13団体に減少し、まもなくそれも解消される見込みである。評価すべし傾向であるが、問題はそれだけに終わらない。

平成24年度を参考にすると、政府が地方交付税を算定する際、消防団員の報酬は年3万6500円、出勤手当が7000円と積算されてきた。しかし、ほとんどの自治体は、この基準を下回る額を支給してきた。総務省は今回、消防団員が退職するときに支払う報奨金を一律5万円引き上げ、最低額を20万円に引き上げることにしたが、それに合わせ自治体には、消防団員の報酬や出勤手当を交付税の積算額レベルまで上げることが求めている。

他にも、政府は消防団の車両や拠点施設の充

実を図る目的で、平成26年度から3年間、年5000億円を支出する予算措置を決めた。同時に、自治体にも消防団の装備改善を促すため、消防団についての地方交付税の算定基準を1団体当たり1000万円から、今回、約1600万円に増額している。

自助を主旨とする自治会や町内会、それにボランティア組織などの自主防災組織は、全国の77・4%をカバーするまでになった。それを、消防団に連携させようとする試みも出ている。経験を積んだ消防団員が、自主防災組織で訓練や研修を指導し、自助の実効性を高めようとするのが、その目的である。消防団は、今回の悲劇をきっかけに、新しい目的と使命を担った地域防災の基軸に成長しようとしている。団員の低下など問題は多いが、その役割には引き続き大きな期待がかかる。

（本稿は、総務省自治行政局福利課・赤松俊彦氏から多大の教示を受けた。資料は、総務省消防庁報道資料などによる）

筆者プロフィール

中邨 章 (なかむらあきら)

1940年大阪生まれ。1963年関西学院大学法学部卒業。1966年カリフォルニア大学パークレー校政治学部卒業 (B.A.)。1973年南カリフォルニア大学大学院政治学部博士課程卒業。政治学博士 (Ph.D.)。カリフォルニア州立大学講師、ブルッキングス研究所研究員、カナダ・ビクトリア大学特任教授などを経て、明治大学名誉教授。現在、日本自治体危機管理学会会長、自治大学校特任教授。危機管理関連の著書に『危機発生後の72時間』『行政の危機管理システム』などがある。